

概要版

障害のある人の工賃水準向上のための取組指針(改訂版) ～障害のある人の働く幸せ・働く喜びのために～

静岡県は、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことを目指しています。それを可能とするには、経済的な基盤の安定が必要ですが、事業所（※1）において生産活動（福祉的就労）をしている障害のある人は、現在の障害年金をはじめとする社会保障給付等による収入だけでは十分ではなく、これに加えて、その人が「働く」ことによって得る工賃（※2）水準を向上させることが重要です。

そのため、平成19年度に策定した「障害のある人の工賃水準向上のための取組指針」を改訂し、工賃水準の向上に向けてより一層の取組を進めます。

1 指針（改訂版）の概要

（1）対象事業所

就労継続支援B型事業所（就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、工賃を向上するための計画を作成し、積極的な取組を行っている事業所を含みます。）

（2）期間

平成24年度から平成26年度まで

（3）目標

利用者とその家族、職員、企業、地域、教育機関等、関係者全員が「幸せ」になるユニバーサル社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指して、事業所、行政はもとより、企業、県民、地域社会、教育機関を含むすべての主体が連携・協働して、県全体で障害のある人を支えるシステムを作ることで、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる社会を目指します。

（4）工賃水準目標額

平成26年度目標額 30,000円（1人1月当たり県平均）

	H23実績	H24目標	H25目標	H26目標
①目標工賃月額	13,652円	15,000円	20,000円	30,000円
②目標工賃時間額	156円	172円	198円	279円

（5）目標の実現に向けた各主体に期待される役割

●企業	事業所の活動に対する理解促進、業務や商品の発注、障害のある人が働くことへの応援
●事業所	個性や働く力を活かした仕事づくり・魅力ある商品づくり、一般就労に向けた訓練
●県民	障害のある人への理解と配慮、障害のある人が作る商品の購入
●地域	障害のある人が働くことを支える地域づくり
●教育	障害のある人への理解と配慮が進む教育
●行政	すべての主体と事業所をつなぐ取組、官公需の発注推進

※1 事業所とは…

障害のある人は、障害者自立支援法が定めるサービスとして、食事や日常生活等の介護の支援や、就労のための訓練等を受けることができます。こうした、障害のある人へのサービスを提供する場が「障害福祉サービス事業所」です。

障害福祉サービス事業所のうち本指針が主な対象としているのは、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援B型事業所」です。B型事業所を利用する人は、平成24年4月1日現在、4,549人です。

※2 工賃とは…

事業所では、下請作業や自主製品の販売で収益が生じた場合、その収益を、障害のある人に対して「工賃」として支払うことになっています。工賃とは、「物を製作、加工する労力に対する手間賃」の意味で、通常は収益の出る・出ないに関らず労働コストに算入されますが、事業所の場合、一定の収益が発生した場合にのみ支払われるという点で、通常の意味での工賃とは内容が異なります。大部分の事業所の収益は小さいので、工賃も極めて低くならざるを得ない状況です。

2 障害のある人の工賃水準向上のための取組指針 改訂の経緯

回次	日 時	内 容
第1回	平成24年 7月13日(金)	・工賃水準向上に向けた取組の推進状況 ・目指すべき工賃水準 ・本指針の基本理念の確認
第2回	平成24年 7月26日(木)	・目標工賃の承認 ・目標の実現に向けて(各主体に期待される役割)の原案承認 ・目標を実現するために(施策体系)の原案承認

3 委員(10名)

(敬称略)

区分	氏名	所属
学識経験者	坂本 光司 (会長)	法政大学大学院政策創造研究科大学院 静岡サテライトキャンパス長
就労支援事業者団体代表者	三谷 末光	(一社)静岡県社会就労センター協議会理事長
	太田 秀夫	(特)静岡県作業所連合会・わ 副理事長
経営専門家	中山 勝	(一財)法人企業経営研究所 常務理事
	大石 人士	(一財)静岡経済研究所 理事研究部長
	竹村 祐輔	中小企業診断士
産業関係者	鈴木 厚志	京丸園株式会社代表取締役
利用者関係者	小出 隆司	静岡県手をつなぐ育成会 会長
行政関係者	嘉茂 精一	静岡労働局職業安定部職業対策課長
	岡本 武	静岡県市長会、静岡県町村会事務局長

4 「障害のある人の工賃水準向上のための取組指針」の施策体系

施策体系	取組主体						取組スケジュール		
	産業界	事業所	県民	地域	教育	行政	H24	H25	H26
1. 「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とした、すべての主体と事業所を“つなぐ”取組									
(1) 産業界と事業所を“つなぐ”取組の推進									
① 専門スタッフの活動による、産業界から事業所への業務や商品の発注促進									
ア 産業界と事業所をつなぐ専門スタッフの各地域への配置	○					○	→	→	→
イ 産業界と事業所の連携・協働をコーディネートする専門スタッフの配置	○					○	→	→	→
② 障害のある人の“働く喜び”に関する、産業界からの支援の促進									
ア 障害のある人の“働く喜び”を応援する企業の増加に向けた登録制度の広報	○					○	→	→	→
イ 事業所の活動に対する理解促進のための、産業界への広報	○					○	→	→	→
(2) 障害のある人の“仕事創り”に向けた、すべての主体と事業所を“つなぐ”取組の推進									
① すべての主体と事業所を“つなぐ”「障害者働く幸せ創出センター」の機能強化									
ア 「障害者働く幸せ創出センター」を核とした、作業や商品に関する情報の受発信	○	○	○	○	○	○	→	→	→
② すべての主体と事業所を“つなぐ”取組の推進									
ア 障害のある人の“働く喜び”を情報発信する拠点の設置	○	○	○	○	○	○	→	→	→
イ すべての主体と事業所を“つなぐ”専門スタッフの配置	○	○	○	○	○	○	→	→	→
ウ すべての主体が参加する、障害のある人の“働く喜び”を支える仕組みの構築	○	○	○	○	○	○	→	→	→
2. 障害のある人の“働く喜び”に向けて取り組む事業所を支援する取組									
(1) “働く喜び”に向けて取り組む事業所への支援									
① 障害のある人の個性や働く力を活かした“仕事創り”の推進									
ア “仕事創り”に取り組む事業所の職員に対する研修		○				○	→	→	→
イ “魅力ある商品づくり”に取り組む事業所の職員に対する研修		○				○	→	→	→
ウ 共同生産等の事業所間の連携をコーディネートする専門スタッフの配置		○				○	→	→	→
エ 商品の付加価値向上、新商品の開発や新事業の創出に向けた支援	○	○	○	○	○	○	→	→	→
② 事業所からの一般就労の推進									
ア 就労に向けた通勤・生活訓練や職場実習を支援する指導員の配置		○				○	→	→	→
イ 障害のある人の就労領域の拡大に向けた研修		○				○	→	→	→
3. 障害のある人の“働く喜び”を支援する県・市町の取組									
(1) 県における取組									
① 県から事業所に対する業務や物品の発注(官公需)の推進									
ア 発注に関する調達方針の策定及び方針に基づく発注推進						○	→	→	→
イ 「障害者働く幸せ創出センター」における官公需受発注コーディネート						○	→	→	→
② すべての主体に対する、障害のある人への理解促進のための広報・啓発									
ア 「障害者働く幸せ創出センター」を活用した広報・啓発	○	○	○	○	○	○	→	→	→
イ 障害のある人の“働く喜び”への理解促進のための広報・啓発	○	○	○	○	○	○	→	→	→
③ 障害のある人の“働く喜び”を支えるための関係部局との連携									
ア 障害のある人の“働く喜び”を支えるための連絡協力体制の構築				○	○	○	→	→	→
イ 障害のある人への理解と配慮に向けた教育委員会・教育機関との連携				○	○	○	→	→	→
(2) 市町における取組									
① 市町から事業所に対する官公需の発注推進									
ア 発注に関する調達方針の策定及び方針に基づく発注推進						○	→	→	→
② 市町における事業所の取組支援									
ア 障害のある人が作る商品の販売先の確保・拡大	○	○	○	○	○	○	→	→	→

5 障害者働く幸せ創出センター

「障害者働く幸せ創出センター」で 実現を目指すこと

障害のある人、ご家族にとって

- 「福祉事業所で働きたい」「福祉事業所のことを知りたい」という方のために、静岡県下全域の福祉事業所情報を集約します。
- 多岐にわたる就労支援制度や支援機関を紹介し、就労機会の増加に貢献します。

福祉事業所にとって

- 企業等に、福祉事業所の取組や製品の情報を発信し、製品や下請作業の受注拡大に貢献します。
- 企業等に、実習や施設外就労の受入れなどの様々な情報を提供し、福祉事業所と企業、地域との連携強化に貢献します。
- 就労移行に必要な情報を集約し、一般就労への結びつきの強化に貢献します。

特別支援学校にとって

- 学校の各種取組の情報を発信し、企業や地域との結びつきの強化に貢献します。
- 進路指導等に必要情報を集約し、卒業後の進路への結びつきの強化に貢献します。

企業にとって

- 雇用や実習の受入れ、福祉事業所の製品や下請作業の発注など、障害のある人の就労に関する結びつきの強化に貢献します。
- 雇用や福祉事業所との連携に関連する制度や助成金などの情報を集約し、適切な経営判断を支援します。
- 福祉事業所との連携等のあり方を提案し、CSR(企業の社会的責任)の強化に貢献します。

障害者働く幸せ創出センター

「障害者働く幸せ創出センター」は、障害のある人の働くことに関する「相談窓口」や「情報提供」「授産事業の支援」等を通じて、働く障害のある人と、関わる全ての人の「働く幸せ」を応援する目的で「静岡県」が設置した福祉と産業界、地域をつなぐ拠点施設です。

■開館日 月曜日～金曜日・第4日曜日(祝日、お盆、年末年始除く)

■開館時間 午前9時～午後6時

■利用料金 どなたでも“無料”で利用できます
(障害のある人の“働く”ことに関すること)

■運営 NPO法人オールしずおかベストコミュニティ

障害者働く幸せ創出センターの連絡先

〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町2-1-5 「5風来館」4階
TEL:054(251)3515

FAX:054(251)3516 mail:info@all-shizuoka.or.jp

<http://www.all-shizuoka.or.jp>

※連絡先はNPO法人オールしずおかベストコミュニティとの兼用になります

